

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
○ 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 二
- 福島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 二

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則、福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則、福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十五号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正す

る。
別表第三の二の表福島県個人情報保護審査会の項中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に、「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

（行政経管課）

福島県規則第七十六号

福島県職員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員恩給条例施行規則（昭和三十二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の二中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第八条の三の二、第四十三条第三項及び第五十条の二中「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第七十七号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第六条第三項中「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

（一般廃棄物課）

福島県規則第七十八号

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年福島県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第七十九号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(平成六年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第八十号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十七年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(薬務課)

福島県規則第八十一号

福島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

福島県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十三年福島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(こども・青少年政策課)

福島県規則第八十二号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則(昭和六十一年福島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(都市計画課)